

**令和 8 年度 新宮納涼ふれあいまつり & 花火大会
露店出店募集要項**

令和 8 年 5 月

たつの市観光協会 新宮支部

目次

1	はじめに.....	2
	（1）花火大会の概要.....	2
	（2）露店出店の概要.....	2
2	出店の必要条件.....	3
3	主なスケジュール.....	4
4	必要書類.....	4
5	販売品目.....	6
6	申請から出店許可までの流れ.....	6
7	出店者の責任及び補償.....	7
8	衛生及び原状回復.....	7
9	火気等の使用.....	8
10	電源について.....	8
11	上水について.....	9
12	駐車場について.....	9
13	天候による中止について.....	9
14	注意事項.....	9
15	禁止事項.....	10
16	問い合わせ対応.....	10

1 はじめに

「来場者の安全・安心」を第一に、「市民や来訪者から喜ばれる」をモットーとして、たつの市の観光振興と市民の一体感醸成の一助とすることを目的に、花火大会を開催します。

花火大会を一層にぎやかな催しとするため、露店の出店者を募集します。

出店を御希望の方は、募集要項を御精読いただき、御了承の上、申請してください。

(1) 花火大会の概要

名 称	新宮納涼ふれあいまつり & 花火大会
会 場	国指定史跡「新宮宮内遺跡」(花火打上げ：新田山山頂)
日 時	令和8年7月18日(土) 【イベント等】17:00～21:00 【花火打上げ】20:00～20:30 ※悪天候の場合は、翌19日(日)に順延(露店出店はありません)
主 催	たつの市観光協会新宮支部

(2) 露店出店の概要

出 店 日	令和8年7月18日(土) ※悪天候の場合は、翌19日(日)に順延(露店出店はありません)
営業時間	<u>17:00～21:00(21:15完全消灯)</u>
出店場所	会場内の主催者が指定する出店エリア内(別紙「新宮納涼ふれあいまつり & 花火大会 露店配置図」参照)
出店区画	間口4.0m×奥行2.0mまで ※販売台や調理器具、商品等は、すべて区画内に収めてください。 ※テント、机、イス・照明機器等出店に必要な物品について、主催者からの貸出はありません。 ※電源は、1区画に2口(上限1,500w)を主催者で用意します。 ※給水所は、会場内に1か所準備します。(散水栓は使用しないでください)
出 店 数	<u>15店舗</u> (主催側が指定するエリア内に限る) ※食品を販売する場合、取扱食品等についての問い合わせは管轄の保健所へお願いします。 ※上記の区画以外でキッチンカー・地元店舗・地域団体による出店もあります。
申請区画	<u>1申請者につき1区画</u> ※同じ申請者で、複数申し込むことはできません。複数申込があった場合、そのすべてが無効となります。 ※申請者及び営業補助者は、他店舗との兼務はできません。重複があった場合、そのすべてが無効となります。

出店負担金	<p>一律15,000円</p> <p>※出店負担金は、新宮納涼ふれあいまつり&花火大会の開催に係る経費に充てられることを御了承の上、お支払いください。</p> <p>※<u>出店位置、販売品目、電源の使用有無に関わらず同額です。</u></p> <p>※<u>悪天候により中止となった場合を含め、出店のキャンセルがあった時など、いかなる場合でも返金はいりません。</u></p>
申請期間	令和8年5月12日（火）～5月29日（金）16時まで
申請方法	<p>必要書類を下記の出店管理事務局へ直接持参してください。</p> <p>受付時間：10時～12時／13時～16時（土・日曜日、祝日を除く）</p>
出店管理事務局	<p>たつの市新宮町新宮1055-3</p> <p>たつの市商工会 新宮支所（担当：森口・沖田）</p> <p>TEL 0791-75-0175 10時～16時（平日のみ）</p>

2 出店の必要条件

◎申請者及び営業補助者が、姫路市及び西播磨4市3町（たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）内に在住すること。

◎募集要項の規定及び道路交通法、消防法、食品衛生法等の法令を遵守すること。

<暴力団排除について>

◎兵庫県暴力団排除条例及びたつの市暴力団の排除に関する条例を遵守し、同条例に基づき主催者が行う事務手続に協力すること。

◎申請者及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次の事項のいずれにも該当しないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
- ・同一生計者に暴力団員がいる者 ・暴力団員が経営等に関与している者
- ・暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的に暴力団の維持運営に協力、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

◎出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに警察に届け出ること。

3 主なスケジュール

募集要項	令和8年5月12日（火）10時から出店管理事務局にて配布 （たつの市商工会ホームページ：5月12日（火）9時から）
申請期間	令和8年5月12日（火）～5月29日（金）16時まで
抽選会	令和8年6月3日（水）10時から（たつの市新宮総合支所 第1会議室） ※応募多数の場合、主催者側で出店者及び出店位置の抽選を行います。 ※応募数が定員に満たない場合も、主催者側で出店位置の抽選のみ行います。 ※申請者は出席可能です（本人確認書類を持参してください）。
抽選結果	令和8年6月5日（金）発送予定
出店品目及び営業補助者変更	令和8年6月12日（金）
出店負担金納入期限	令和8年6月26日（金）
出店負担金納入確認	令和8年6月26日（金）までに振込明細書の写しを事務局へ提出
出店許可証	令和8年7月6日（月）発送予定
出店日	令和8年7月18日（土） <u>※順延の場合、露店出店はありません。</u> ・搬入及び車両の移動：15：00～15：45 ・準備作業：16：00～17：00 ・営業時間：17：00～21：00 <u>（時間厳守）</u> ・消灯時間：21：15 ・撤収のための車両乗入：21：15以降、交通規制解除後 <u>※時間を変更する場合があります。</u>

4 必要書類

出店申請書及び誓約書 （様式1）	必須 ※指定箇所に本人確認書類の写しを貼り付けてください。 ※裏面の書き忘れに注意してください。
営業補助者登録申請書 及び誓約書 （様式2）	営業補助者を登録する場合に必要 ※指定箇所に本人確認書類の写しを貼り付けてください。
臨時出店書類 （様式3号）	臨時出店の場合必要 ※令和8年6月26日（金）までに提出してください。

露店営業許可証又は営業届出書の写し	<p>食品の調理又は提供を行う場合に必要</p> <p>※露店営業許可証又は営業届出書の写し（保健所の受付印があるもの）。</p> <p>※営業区域、有効期間等の内容を事前にご確認してください。</p> <p>※<u>1店舗につき1つの営業許可証が必要です。営業許可証の使いまわしは出来ません。様式1「出店申請書及び誓約書」の申請者と「食品衛生法に基づく営業許可証」の申請者（営業許可を受けている者）は、同一者であることが必須です。</u></p>
火気器具使用詳細書	<p>電気機器・器具を含む火気使用を行う場合に必要</p> <p>※使用機器名、電気容量（A）、最大消費電力（W）を正確に書いてください。</p>
ごみの取扱いと営業に関する注意	誓約書への署名・押印が必要
出店負担金振込明細書の写し	<u>出店決定後、令和8年6月26日（金）までに提出してください。</u>

<注意事項>

- ・必要書類は、黒ボールペンで丁寧かつ正確に記入してください。
- ・署名、押印は、必ず本人がしてください。
- ・本人確認書類の写しは、カラーの鮮明なもので、申請者及び営業補助者全員分を添付してください（運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードのいずれかに限ります）。
- ・必要書類はあらかじめ記入した上で、出店管理事務局へ提出してください（窓口での記入は御遠慮ください）。
- ・必要書類に不備等がある場合は、訂正を求めます。この場合においても、申請期限を厳守してください。
- ・提出いただいた書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ・書類提出後に、申請内容の変更はできません。ただし、販売品目及び営業補助者は、令和8年6月12日（金）まで変更可能です。
- ・提出いただいた書類に不備又は虚偽がある場合は、出店は認められません（出店決定後に発覚した場合においても同様です）。
- ・申請等に必要な費用は、申請者で負担してください。

5 販売品目

販売品目は、1品目に限ります。出店申請書に品目別に記入してください。
 なお、料理の種類等ではなく、具体的な品名を記入してください。

悪い例	良い例
揚げ物	から揚げ
串焼き	牛串
おもちゃ	風船
すくいもの	金魚すくい

6 申請から出店許可までの流れ

募集要項の確認	募集要項をよく御確認の上、申請してください。
保健所への事前確認等	<p>食品の調理又は提供を行う場合は、食品衛生法に基づく露店の営業許可又は営業届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たつの市の場合、龍野健康福祉事務所の営業許可又は営業届出が必要です。営業区域、有効期間等の内容を事前にご確認いただき、不明な点は保健所へ相談してください。 ・臨時的に行う場合は、臨時出店の届出が必要です。臨時出店では、施設・設備の要件や取り扱える食品に制限がありますので、必ず事前に保健所へ相談してください。 <p>また、臨時出店の場合は、出店管理事務局から保健所へ届出を行いますので、令和8年6月26日（金）までにテント内の設備の配置図（様式3号）を事務局へ提出してください。</p> <p><たつの市を管轄する保健所> たつの市龍野町富永1311番地3 兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所 TEL 0791-63-5145</p>
出店申請	<p>令和8年5月12日（火）～5月29日（金）16時まで 受付時間：10時～12時／13時～16時（土・日曜日、祝日を除く） 事務局へ直接持参してください。 ※郵送等による提出は受付できません。</p>
出店者及び出店位置抽選会	<p>申請件数が募集店舗数を超えた場合、第三者の立会いのもと、主催者側で厳正なる抽選を行い、出店者及び出店位置を決定します。 ※応募数が定員に満たない場合も、主催者側で出店位置の抽選のみ行います。</p>

	<p><抽選会> 令和8年6月3日（水）10時から （たつの市新宮総合支所 第1会議室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者は出席可能です（本人確認書類を持参してください）。 ・抽選結果は、令和8年6月5日（金）発送予定です。 ・電話等による問い合わせにはお答えできません。
出店負担金の支払	<p>令和8年6月26日（金）までに出店負担金15,000円を指定口座へ振り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店負担金には、道路使用許可申請に必要な証紙費用を含みます。 ・支払方法は、口座振込のみとなります。 ・後日、出店許可者に振込先をお知らせします。 ・期日までに支払がない場合は、出店不可となります。 ・振込手数料は、出店者の負担となります。
出店許可証の送付	<p>令和8年7月6日（月）発送予定</p>

7 出店者の責任及び補償

- ・店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置し、出店者としてふさわしい服装、マナーで接してください。
- ・近隣住民、消費者等からの苦情については、自らの責任と費用をもって対応してください。
- ・食品を販売する場合は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないよう十分注意してください。衛生管理、保険などについては、各自の責任において対応してください。
- ・万一、事故等が発生した場合は、速やかに主催者に報告し、自らの責任と費用をもって対応してください。
- ・商品、資材等の盗難、紛失、損失、損害等の事故又は営業に関する補償について、主催者は一切の責任を負いません。

8 衛生及び原状回復

- ・食品を取り扱う場合は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指示に従ってください。
- ・各店舗、**必ずお客様に見えるようにゴミ箱の設置**をお願いします。
- ・ゴミは各自で持ち帰ることとし、出店区画及び区画周辺の清掃を行ってください。
 例年、油等による道路上の汚れがそのままになっている事案が発生しています。

- 下にブルーシート・段ボール等を敷いて汚さない対策を行ってください。
- 油、飲食物等で汚れた場合は、責任をもって除去してください。
- ・会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ、油、残飯などを廃棄しないでください。
 - ・会場内施設等に損害を与えた場合は、原状回復又は弁償していただきます。

9 火気等の使用

- ・火気の使用にあたっては、法令等を遵守してください。
- ・火気を使用する場合、必ず使用期限の切れていない消火器を用意してください。必要に応じて、消防署へ確認してください。
- ・火気器具、消火器等の取扱方法を習熟しておいてください。
- ・ガスを使用する場合、器具と接続部分をホースバンド等で締め付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。
- ・プロパンガスボンベを使用する場合、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう適切に固定してください。また、火気から2 m以上離してください。
- ・カセットボンベ式コンロを使用する場合、コンロより大きな鉄板や鍋などの使用や2台以上並べて使用の際、ガスボンベが高温となり、内圧の上昇から爆発火災になる危険性があるため、使用にあたっては、取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。
- ・区画内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- ・消毒用アルコールは、アルコール濃度が高く、常温で可燃性の蒸気が多く発生するため、火気に近づけると引火する危険性がありますので、取り扱いに十分御注意ください。
- ・自家発電機の持込みは、固く禁じます。
- ・消防職員の見回りに協力、対応してください。チェックシートは当日現場において出店準備が完了した時点で記入してください。

10 電源について

- ・主催者が設置する配電設備は1区画あたりコンセント2口（上限1,500w）を用意します。容量オーバーによる停電は多大な迷惑と損害を与えるため、電源使用の際は、十分留意してください。（電気容量の追加は不可）
- ・照明器具等の機器からコンセントまでの配線設備は、必要に応じ申請者で準備してください。

1 1 上水について

- ・上水については、主催者側が指定する給水所（1か所）を利用してください。営業時間帯のみ開放いたします。会場内の散水栓は使用しないでください。
- ※給水場所は、キッチンカーエリア北側。

1 2 駐車場について

- ・15時から15時45分間に資機材等の搬入した後、車両を主催者が指定した関係者駐車場へ移動させてください。なお、露店出店エリアについては、16時より交通規制（駐車禁止等）がかかっております。
- ・来場者用駐車場や近隣店舗等の駐車場には、出店関係者車両を駐車しないでください。

1 3 天候による中止について

- ・荒天候延期（中止）の場合は、当日の正午までに実行委員会で判断します。
- ※出店管理事務局より出店責任者の方に連絡いたします。
- ・中止の場合、花火のみ翌日に順延となり、露店出店はありません。

1 4 注意事項

- ・安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けてください。
- ・立入禁止区域には、絶対に入らないでください。
- ・主催者が交付する出店許可証を店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- ・販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をしてください。
- ・同一商品について、出店管理事務局側で数・価格等の調整は行いません。
- ・出店要項の規定又は法令等に違反する行為が見受けられたとき、主催者又は関係機関から指導を行う場合があります。指導に従わないときは、即時閉店の措置をとる場合があります。いかなる異議も受け付けません。また、この際、翌年度以降の出店及び営業補助者としても登録を認めません。
- ・営業補助者に18歳未満の未成年者がいる場合、出店中に当該未成年者のみで営業行為を行わないでください。
- ・出店申請が募集店舗数に達しない場合は、露店エリアの縮小など必要な措置をとる場合がありますので、主催者の指示に従ってください。
- ・花火大会の中止、営業時間の変更又は交通規制の内容を変更した場合は、主催者の指示に従ってください。
- ・調理において、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただく場合があります。

- ・喫煙マナーを守り、来場者や周囲の人に配慮してください。水路溝等にたばこの吸殻を捨てないでください。
- ・その他、重大な疑義等が生じた場合は主催者において変更することがあります。
- ・ガードマン、警備係の指示には必ず従ってください。
- ・消火栓等防災施設の周辺には、物を置かないようにお願いします。
- ・その他、重大な疑義等が生じた場合は主催者において変更することがあります。

1 5 禁止事項

- ・法令、公序良俗に反する行為（特に、暴力、暴言、威圧的ないし威嚇的な言動）
- ・法令、公序良俗に反する商品の販売 ・出店権利の売買、譲渡、交換
- ・出店者間での出店位置の変更 ・指定区画以外での販売
- ・周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- ・のぼりの使用、マイク等による宣伝

1 6 問い合わせ対応

<問い合わせ方法>

電子メール、FAXのいずれかとし、本文に必ず、住所・氏名・連絡先を明記してください。

※タイトルを「新宮納涼花ふれあいまつり&花火大会露店に関する問い合わせ」としてください。

※原則として2営業日以内（土・日曜日を除く）に回答しますが、内容によって日数がかかる場合があります。

<問い合わせ先>

出店管理事務局：〒679-4313 たつの市新宮町新宮1055-3
 たつの市商工会 新宮支所 ※10時～16時（平日のみ）
 TEL 0791-75-0175
 FAX 0791-75-4410
 E-MAIL shingu@shoko-tatsuno.jp